

平成27年度第5回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成27年8月21日(金)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉草ぶえの丘研修室

3 出席委員(20名)

| | | | |
|-----|------|-----|----------|
| 1番 | 今井勝子 | 2番 | 田中純一 |
| 3番 | 三橋秀夫 | 4番 | 羽根井直子 |
| 5番 | 山崎宏 | 6番 | 牛玖泰一 |
| 7番 | 立田三雄 | 8番 | 眞野好則 |
| 9番 | 川名部実 | 10番 | 池田達男 |
| 11番 | 石渡國男 | 12番 | 栗原初男 |
| 13番 | 木内正夫 | 14番 | 市原敏彦 |
| 15番 | 山本健史 | 18番 | 石渡一男 |
| 19番 | 櫻井道明 | 20番 | 清宮正 |
| 21番 | 川村文雄 | 22番 | 三門増雄(議長) |

4 欠席委員(2名)

| | | | |
|-----|-----|-----|------|
| 16番 | 渡貫茂 | 17番 | 石田和久 |
|-----|-----|-----|------|

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成27年度第5次農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 相川正巳

主査 田辺篤也

主査補 青山昌裕

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成27年度第5回農業委員会
総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

次回の総会及び調査会でございますが、事前調査会は9月16日（水）に開催を
予定しております。

次回の担当は、第2班となります。

総会につきましては、9月18日（金）に開催を予定しております。

7月30日（木）に千葉市文化センターにおいて、平成27年度千葉県女性農業
委員の会があり、今井委員と羽根井委員が参加いたしました。

次に、8月3日（月）に千葉商工会議所において、農業者年金加入推進部長等研
修会があり、三門会長と私が参加いたしました。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様におかれましては、大変忙しい中、総会に出席いただき、あり
がとうございます。本日も慎重なる審議をお願いいたします。それでは、会議を始
めます。

只今の出席委員は20名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過
半数以上に達しております。

よって、平成27年度第5回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きま
す。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第 2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、9 番「川名部 実委員」、議席番号 10 番「池田 達男委員」を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第 3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号、平成 27 年度第 5 次農用地利用集積計画の決定について

以上、3 議案でございます。

それでは議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長。

————（事務局説明）————

◎議案第 1 号の説明

○事務局長 議案第 1 号につきまして、ご説明させていただきます。

総会議案の 1 ページ～4 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地法第 3 条の規定による許可について審議を求めるもので、使用貸借権の設定をするもの 1 件、7 筆、売買による所有権の移転をしようとするもの 3 件、22 筆についてでございます。

表の第 1 項につきましては、権利者、義務者共、農業生産法人設立のため、使用貸借権を設定しようとするもので、表の第 2 項及び第 3 項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権移転をしようとするもので、表の第 4 項につきましては、権利者は農業生産法人設

立のため、義務者は農業廃止のため、売買により所有権移転をしようとするものでございます。その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項については申請人を呼んであります。それでは申請人を入場させてください。

————（申請人着席）————

申請人の方は、ご苦労様でございます。自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

————（申請人説明）————

○申請人 みなさんこんにちは、■■■の■■■と申します。よろしく申し上げます。

この度、農業生産法人とすることになりまして、今まで自分で作付していた農地について、法人に貸すということで、申請させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等ありましたら、お願いいたします。牛玖委員

○牛玖委員 議席番号6番の牛玖です。■■■さんに質問いたします。現在の農業経営は酪農だと思いますが、何頭くらい飼っているのですか、また、6次化産業によって経営するのだと思いますが、どのような食品を作って販売するのか教えて下さい。

○議長 申請人お願いします。

○申請人 ただいま乳牛を飼ってまして、牛乳を搾っているのが13頭くらいです。育成が8頭います。生産量が1日、だいたい300キロ位です。その中から製品として、牛乳とアイスクリーム、ソフトクリーム、ソフトクリームの原料となるミックスを作ったり、それとヨーグルトとチーズを作る施設を考えています。以上です。

○牛玖委員 ■■■さんは作業場とか調理器具はどのように考えているのですか

○申請人 国の事業であります。畜産クラスターという事業があり、申請し、認可がおりています。その中で作業場と施設の対応をする予定であります。

○牛玖委員 はい解りました。がんばって下さい。

○議長 他に、何かありませんか、今井委員

○今井委員 議席番号1番の今井です。法人となるということですが、何人か必要だと思うのですが、1人でやられるのですか

○議長 申請人

○申請人 私が代表社員で1人です。合同会社は1人で設立できます。作業については家族に手伝ってもらいます。

○今井委員 1人で設立できるのですね、それでは頑張ってください。

○議長 他に、質問はございませんか

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項の実態調査について、石渡一男委員より報告をお願いいたします。

———（石渡一男委員報告）———

○石渡一男委員 議席番号18番の石渡です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■■さんと、■■■さんの案件は、4月に他の土地での申請が出ています。その際に2か所の土地を一緒に売買する予定でしたが、1か所については遠いのでその時

は申請しなかったのですが、今回申請する事になりました。■■■さんについては、大きく経営している方なので問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、石渡委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項の実態調査について、木内委員より報告をお願いいたします。

———（木内委員報告）———

○木内委員 議席番号13番の木内です。議案第1号第3項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんの近くに土地があり、耕作に便利であり、売買の契約が整ったので、今回申請する事となりました。許可要件調査書のとおり、問題はないものと思われまので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、木内委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

ないようですので、これより採決をいたします。

第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、第3項は、許可と決しました。

続きまして、第4項については、申請人を呼んであります。それでは申請人を入

場させていただきます。

———（申請人着席）———

申請人の方は、ご苦労様でございます。自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 今回農業法人として申請させていただきました■■■■■■■■■■の代表取締役、■■■■です。それと株主である■■です。■■といいます。

周辺の農家の方々の適切なアドバイスを受け、頑張っていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。牛玖委員

○牛玖委員 ■■■■■さんに質問いたします。役員の方で農業従事する方の農業経験と、また、どのような作物を栽培するのか教えてください。

○議長 申請人

○申請人 私（■■）は元々農家で、落花生や麦を栽培していました。ヤマトイモについては初めてですので、色々教えていただきながらやって行きたいと思います。私（■■）は田んぼを四反程やっています。

○牛玖委員 解りました。

○議長 石渡委員

○石渡國男委員 議席番号11番、石渡です。今農業は大変な状況ですので、新規で参入される法人の方には、農地をしっかりと守っていただきたいと思います。

○申請人 はい、解りました。

○議長 他に何かありませんか、今井委員

○今井委員 今まで麦とか落花生を作られていたようで、これから色々作物を増や

したり、直売場等も考えられているのでしょうか、ただ、農作物を作るだけなので、計画があるのか伺わせて下さい。

○申請人 色々考えているのですが、落花生から初めて、先輩方のアドバイスを受けながら、徐々に他の作物も検討したいと思います。また、山口県の方ではマツタケの栽培がおこなわれていますが、椎茸となめこを掛け併せた品種も出ていますが、それらに興味があり、色々調べています。これらも検討しています。

○今井委員 ありがとうございます。農業後継者がいない中、新規の方は貴重ですので頑張ってください。

○議長 眞野委員

○眞野委員 議席番号8番、眞野でございます。実質的に、出耕作ということなんでしょうか、通勤と言う事なのでしょうが、これだけの面積ですので、この場所に構えて、作物の管理をしなければならないと思いますが、どのようにお考えですか

○申請人 もちろん、こちらに構えて経営するつもりです

○眞野委員 解りました。

○議長 他に何かありませんか、立田委員

○立田委員 議席番号7番、立田でございます。まず作物ですが、落花生を栽培とのことですが、中々、農作物の値段が安い中、これだけの面積の土地ですが、いくら畑の値段が安いといっても、かなりの値段になると思いますが、中々、落花生の栽培だけでは元が取れないと思いますが、他に何か作物を考えているのですか

○申請人 これから始めて行く上で、あれもこれもと、色々な作物を考えるのではなく、落花生とヤマトイモでスタートしたいと考えております。

○立田委員 はい解りました。がんばってください。

○議長 他に何かありませんか、よろしいですか。

———（発言者なし）———

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、第4項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第2号の説明

○事務局長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の5ページから6ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可承認申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

第1項及び第2項は、松末信男が、専用住宅用地として、小篠塚の畑404㎡を、転用しようとするもので、計画としましては、木造2階建、建築面積57.14㎡を建設、生活用雑排水については、公共下水道に接続、雨水については浸透柵により処理するものでございます。

次に第3項については、有限会社山本造園が、造園用の資材置場として、畔田の畑1,043㎡を転用しようとするもので、計画としましては、販売用の植木や、黒土、川砂等の造園資材の置場とするものでございます。

次に、第4項については、株式会社奥戸金属が、資材置場用地として、上勝田の畑4,401㎡を転用しようとするもので、業務拡張のため、既存の奥戸金属の資材置場の隣接地について申請するものでございます。

次に、第5項及び第6項については、栗山自動車工業株式会社が、車両置場として、岩富の畑2,130㎡を転用しようとするもので、申請人は、市内4か所に、事業所があり、車両が満タン状態であるため、新たな置場として申請するものです。計画としましては、敷地内は碎石敷きとし、周囲を2m～3mの鋼板で囲む計画でございまして、許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであ

り、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、第1項及び第2項の実態調査について、牛玖委員より報告をお願いいたします。

————（牛玖委員報告）————

○牛玖委員 議席番号6番の牛玖です。小篠塚地先に用途を、水田から宅地にするものがございます。書類については、議案のとおりでございます。また、下水については、幹線道路に下水管が埋設されており、それに接続します。書類等については問題ないものと思われまますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長 ただいま、牛玖委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

————（発言者なし）————

ないようですので、これより採決をいたします。

第1項及び第2項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。

よって、第1項及び第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、第3項については、申請人を呼んであります。それでは申請人を入場させてください。

————（申請人着席）————

申請人の方は、ご苦勞様でございます。自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いいたします。

————（申請人説明）————

○申請人 ■■■■さんと■■■さんから農地転用の申請の委任を受けております。■■■

■■■の■■■でございます。隣にいますのが、今回の申請者である■■■■の社長の■■■さんです。では、ご説明させていただきます。今回、■■■■さんの方から造園用の資材置場として転用するということで、今回の申請地に、造園用の資材を置いたり、植木を仮植えしておき、ここから販売するという形で考えております。土地利用計画図を見ていただくと解りますが、前面の隣接する道路は8mの幅があり、トラックの出入りも問題なく出来ます。基本的に造園用資材の置場なので、黒土や山砂、丸太や竹材等を置くもので、後は販売用の植木の仮植えとして、考えております。また、隣接地には農地がありませんので、支障はないものと思われます。また周囲に50センチの堤を設けるので、敷地内で浸透し、外への雨水の流失は無いと思います。周りは丸太杭で、番線を3段張ります。以上、今回の概要となります。よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、第4項については、申請人を呼んであります。それでは申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

申請人の方は、ご苦労様でございます。自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■■■■■■■の■■■と申します。よろしく申し上げます。本日は、■■■
■■■の方で事業を行っておりますが、隣接地が空いており、そこで、事業地も手狭になっ
ているので、今後使わせていただきたいと言う事で、今回申請となりました。事業内容に
ついては、建設業向け、土木業向けの鋼材を販売しております。殆ど輸入した鋼材と国内
で製造された鋼材を、一旦、こちらの場所でプールして、ここから建築現場に送り出すと
いうことです。よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、
お願いいたします。木内委員

○木内委員 議席番号番 13 番、木内です。図面を見たのですが、申請地の隣に住
宅があるのですが、大丈夫でしょうか

○議長 申請人

○申請人 言われました民家の事ですが、今回、申請地を譲ってくれる方の家で、
今現在、他の方にお貸ししており、今回、申請地と一緒に譲っていただこうと思っ
たのですが、長期の契約なので、譲れないという事で、今回の計画から外しました。

○木内委員 奥戸さんの会社の方の騒音等は大丈夫ですか

○申請人 今のところ、そのような問題はありません。

○木内委員 その辺が気になったものですから、解りました。

○議長 今井委員

○今井委員 鋼材の販売をしているとおっしゃっていましたが、別の場所で販売し
ているのですか。

○申請人 鋼材に関しまして、輸入品の鋼材は韓国とか中国ですとか、国産は岡山、
宇都宮、九州から順次送られてくるのですが、船橋、千葉の港に来ます。そこから、
現場別に仕分けて運ぶのですが、佐倉の現場でそのような仕分け作業を行っている
のです。ここで仕分けして出すと言う事です。

○今井委員 周りには迷惑はかかっていませんか

○申請人 出来る限り隣接地には迷惑を掛けないように心掛けております。

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第5項及び第6項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。よって、第5項及び第6項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、平成27年度第5次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第3号の説明

○事務局長 議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の7ページをお願いいたします。

議案第3号 平成27年度第5次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定1件、1筆、地積614㎡、賃貸借権の設定は、17件、64筆、地積49,912㎡でございます。

詳細でございますが、議案の8ページ～13ページをお願いいたします。

借り手は、農業経営規模拡大のため借り受け、貸し手は、労働力不足により経営規模を縮小するため貸し付けるもので、1年間～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、総会議案8ページの申請番号1番については、今井委員、牛玖委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

———（今井、牛玖委員退席）———

今井委員及び牛玖委員が退席いたしましたので、議案第3号について審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

ないようですので、議案第3号について、これより採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

今井委員及び牛玖委員を入場させてください。

———（今井委員・牛玖委員着席）———

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

○事務局長

報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の14ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

保育所、放課後等児童デイサービスとしようとするもの1件、1筆、専用住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、15ページ～16ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの4件、5筆、駐車場用地としようとするもの1件、2筆、資材置場用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、17ページ～21ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

宅地として地目変更申請のあったもの、4件、6筆、山林として地目変更申請のあったもの、2件、2筆、雑種地として地目変更申請のあったもの、4件、10筆、原野として地目変更申請のあったもの、4件、11筆、公衆用道路として地目変更申請のあったもの、2件、2筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

ありがとうございました。

以上をもちまして、第5回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===